

論文の要旨

論文題目	占領下の中国華北地方における日本語教育の諸相
氏名	川上 尚恵
学位	博士(文学)
授与年月日	平成 19 年 3 月 23 日

本研究は、占領下の中国華北地方における「実用」と「宣撫」を目的とした日本語教育の様々な実態を明らかにしたものである。華北では普通教育の日本語の授業が中国人からの抵抗の中で行われていた一方、日本語学校などで行われていた「実用」を目的とした日本語教育は、盛況であったといわれている。しかし、従来の研究でその実態解明に正面から取り組んだものはなかった。本研究では、この「実用」と併せて「宣撫」という視点を取り入れ、この二つの目的の中で、民衆、官吏、日本語教員を対象とした日本語教育がどのように行われていたのかを論じた。

第 1 章では、第 2 章以降の論述の背景として、華北の統治体制と日本語教育の目的について確認した。

第 2 章では、華北における日本語学校を、民衆を対象とした日本語教育の根幹をなすものとしてとらえ、そこでの日本語教育の実態について明らかにした。1935 年から 1941 年頃までの間に日本政府が中国で行った日本語教育・学習状況調査をもとに、日本語学校の設立主体、教育内容、学習者の学習状況などについて分析した。

第 3 章では、官吏に対して行われた日本語教育について述べた。まず、高級官吏の養成を行っていた新民学院と専門技術を持った官吏を養成していた北京特別市立高級工業職業学校の特設土木工程クラスをとりあげ、官吏養成の過程で行われた日本語教育に分析を加えた。そして、市・省公署職員として働いていた者に対する日本語教育施策を考察するため、北京特別市公署職員を対象にした日本語クラスと語学奨励試験に焦点をあてた。最後に、山西省公署発行の雑誌『新唐風』に継続的に掲載された日本語講座に言及した。

第 4 章では、中国人日本語教員を対象とした様々な日本語教育について検討した。まず、省・特別市立の師範学校で行われた日本語教員養成についてとりあげ、そこでの教育内容と学習者の進路状況から、日本語教員養成機関の担っていた役割について述べた。そして、中国人日本語教員の職務条件に言及し、学校内に設けられた日本語クラスの実態を調べることを通して中国人日本語教員が他教科の教員の日本語能力養成にどのように関わっていたのかを明らかにした。

第 5 章では、第 2 章から第 4 章までで扱った事例を、日本語教育機関及び日本語クラス(以下、日本語教育機関)の設立主体、教育目的と教育内容、使用教科書、という

三つの観点から捉えなおした。そして、学習者の学習目的と日本語習得後の動向を被占領者の主体性という観点から考察し、最後に、本研究でとりあげた機関の多くで行われていた 第五次治安強化運動の中の日本語普及活動について述べた。結論は以下である。

華北では様々な形で「実用」を目的とした日本語教育機関が存在していたが、それらには助成金の支給や訓令の下达などを通して日本政府の関与があった。その管理下に入らないような小規模の日本語教育機関は排除されることもあった。日本政府は、華北の日本語教育機関の管理を進める一方、表立って日本語教育機関の設立や運営を行うことはほとんどなかった。日本政府が日本語学校設立を計画しながらも、結局は中国管轄の機関や日本官轄の民間機関への関与という方法でしか日本語教育事業を広く行なうことができなかった。その理由の一つとして中国人の抗日感情が考えられる。

日本語教育機関の教育目的の中に「実用」という目的と「宣撫」という目的がどのような関係で表れていたのかを検討した結果、日本語教育機関では具体的な目的をあげて「実用」目的の日本語教育を行うことを謳っている場合でも、それによって日中の親善や「東亜永久の和平的基礎を樹立」などを図るような「宣撫」目的を持っていたことがわかった。このような関係性を単純化して考えると、「実用」という目的が前面に押し出され、その背景に「宣撫」という目的があったということになる。さらに、その「実用」目的の内部に、具体的で多様な「実用」目的が表れていると考え、その目的を実用性の高低によって分けた。以上のような「実用」と「宣撫」の関係を図式化して示した。

日本語教育機関では3 ヶ月から1年の間で速成的な教授を行っていた所が多かった。特に日本語学校はその傾向が強いが、官吏養成機関でもそのような速成的な教育が行われていた。それには、行政機関では実用的人材が早急に必要とされていたという事情が表れていたと思われる。多くの日本語教育機関は、会話の授業が中心で、それに文法が加わる場合もあった。それ以外には、日本事情や日本文化の授業がある場合が多く、北京特別市立師範学校の研究科では、日本事情の授業で日本の国策を宣伝するような授業が行われていた。このような「実用」を目的とした日本語教育に含まれていた宣撫的教育は、普通教育で行われた宣撫的教育よりも効果をあげていた可能性があることを述べた。なぜなら、「実用」を目的とした日本語教育機関の日本語学習者には具体的な学習目的を持つものが多かったと思われるからである。学習者の日本語学習に対する意識の違いが、日本語教育の成果とともに宣撫的教育の成果となって表れていたと考えられる。

本研究で分析を加えた教科書の中では、満州で編纂されたものが多く、次いで北京で編纂されていたものが多かった。教科書の種類では、読本と会話教科書がほとんどであった。その中で、読本と名のつく教科書は2種類に分かれ、一つは初級から中・上級までの何冊かがシリーズで出版されており、学校や家庭などの小学生の生活に関する場面が多く、小学生を対象としたものであった。もう一つは、日本語運用能力の養成を目的として編纂され、1巻のみで完結するものであり、対訳がついているものであった。それらの教科書

のほとんどが日本人が編纂したものであり、中国人が編纂に関わった教科書は使用されていなかった。

学習者には、「実用」という学習目的を持つ者が多く見られたが、市公署職員のように強制的に日本語を学習させられ、学習目的を持たない者もいた。教員養成機関で日本語を学んだ後他の職へ就いた者のように、「実用」を目的とした学習者が自身の利益に沿った行動を取ることが結果的に日本語教育機関の意図した結果に反する場合があったことから、「実用」という学習目的を持ち日本語学習を受け入れた学習者の動向が日本に対する抵抗となる可能性があることを述べた。

第五次治安強化運動の一環として行われた日本語普及活動の中で、義務的に行われたものは実施されていたと考えられるが、論文の応募のように自主的に参加する形のものには不振に終わったと考えられる。第五次治安強化運動は中国人同士の関係の中で進められることが目指されたが、その活動は強制されなければ行われることがなかったといえる。

終章では、むすびと今後の課題について述べた。